

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 26 年 4 月 22 日（火）

担当課：総務部収納課、資産税課

件 名：大和州市税条例の一部改正（わがまち特例等を規定）について	
提出理由：地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため	
内 容：	
1. 固定資産税（償却資産）のわがまち特例について	
(1) 背景	
- 平成 24 年度の税制改正で、地方公共団体が税制を通じて、地域の実情に応じた政策を展開できるよう、わがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）が導入された。 - これにより、国が特例対象とした施設について、市町村は地方税法に定める基準を参酌し、固定資産税（償却資産）の課税標準額を減額する特例割合を条例で定めることになった。 - 本市においても次の施設について、特例割合を規定する市税条例の改正を進めている。 ①下水道除害施設（加圧浮上分離装置 等） - H25. 3 月条例改正済 - 特例割合 3/4（参酌基準どおり） ②雨水貯留浸透施設（浸透枡 等） - H26. 6 月条例改正予定[経営会議:H25. 11] - 特例割合 2/3（参酌基準どおり） - 平成 26 年 3 月の地方税法改正により、わがまち特例の対象がさらに拡大されたことから、該当する施設について、市税条例を改正し、新たな規定を追加する必要が生じた。	
(2) 新たに条例に規定する特例割合	
- 次の①～④について、特例割合を条例に規定する。 ①水質汚濁防止法の特定施設等を設置する工場等の汚水又は廃液処理施設（油水分離槽 等） - 国基準：1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下 →本市特例割合(条例案)：1/3 ②大気汚染防止法の指定物質排出を抑制する施設（テトラクロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置） - 国基準：1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下 →本市特例割合(条例案)：1/2	
③土壤汚染対策法の特定有害物質排出を抑制する施設（フッ素系溶剤を使用するドライクリーニング機に係る活性炭吸着回収装置） - 国基準：1/2 を参酌して 1/3 以上 2/3 以下 →本市特例割合(条例案)：1/2 ④フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器（CO2 ショーケース 等） - 国基準：3/4 を参酌して 2/3 以上 5/6 以下 →本市特例割合(条例案)：3/4 - これまで国が定めてきた特例割合によって、特段の支障が無く、また、周辺市も参酌基準どおりとする予定であることから、本市においても、参酌基準と同じ特例割合を市税条例に定める。	
2. 既存の大規模建築物の耐震改修に係る固定資産税（家屋）の減額について	
(1) 背景	
- 平成 25 年 5 月、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、不特定多数の人が利用する大規模建築物等(昭和 56 年 5 月 31 日以前の建築物)の所有者に耐震診断が義務付けられた。なお、診断の結果は都道府県や市を通じて公表されることとなったが、耐震改修の実施は所有者に義務付けられていない。 - 平成 26 年 3 月には、地方税法が改正され、耐震改修を促進していくための固定資産税の優遇措置が講じられた。耐震診断の結果をもとに、国の補助を受けながら、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月の期間に建築基準法の耐震基準に適合させる改修工事を行った場合には、固定資産税(家屋分)が 2 年間にわたり 1/2 に減額されることとなったため、市税条例を改正する。	
(2) 新たに条例に規定する事項	
耐震改修した家屋の申告手続きの方法、申告書に記載すべき事項などを規定する。	
経 過	今後の予定
H25. 3 本市におけるわがまち特例の導入（下水道除害施設を規定する条例改正）	H26. 6 議案上程 条例施行（公布日）
H26. 2 関係部署より意見聴取	
H26. 3 地方税法等の一部を改正する法律 公布	